

1 義務化の経緯

平成28年8月30日、台風10号が岩手県大船渡市に上陸。これに伴う大雨により小本川が氾濫し、岩泉町の認知症高齢者グループホームにおいて、入所者9人が亡くなる被害が発生した。

課題

- ① 大雨警報や洪水警報等が発令されており、市町村は避難勧告の発令基準を満たしていることを認識していたにもかかわらず、緊急時の混乱で警戒情報等が適切に市町村長に伝わらなかったため、確実な避難勧告の発令ができなかった。
- ② 防災情報が要配慮者利用施設の管理者等に十分理解されておらず、また、避難確保計画の策定や避難訓練が十分に実施されていないため、早期避難行動に踏み切れなかった。

平成29年に水防法及び土砂災害防止法が改正となり、洪水による浸水が想定される区域内や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者は**避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務付けられた**。

施設管理者が計画を作成しない場合には、市町村長が必要な指示を行い、それに従わない場合にはその旨が公表されることとなった。また、作成した計画は市町村への提出が必要。

2 要配慮者利用施設の避難確保対策

国交省/都道府県等

水防法第14条等

河川が氾濫した場合等に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域等として指定

市町村

水防法第15条

地域防災計画に、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要がある浸水想定区域内の要配慮者利用施設を記載するとともに当該施設への洪水予報等の伝達方法を記載

要配慮者利用施設の管理者等

水防法第15条の3

避難確保計画の作成，訓練の実施（義務），自衛水防組織の設置（努力義務）

3 避難確保計画に定めるべき事項

- | | |
|-------------------|-----------------------------------|
| 1 防災体制 | 5 自衛水防組織の業務
(※自衛水防組織を設置する場合のみ) |
| 2 避難誘導 | 6 その他利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置 |
| 3 避難確保を図るための施設の整備 | |
| 4 防災教育及び訓練の実施 | |

要配慮者利用施設における避難確保計画の作成について

4 避難確保計画の作成状況

	H31.3.31現在			R2.3.31現在			R2.10.31現在		
	作成が 必要な施設	作成済 の施設	作成率	作成が 必要な施設	作成済 の施設	作成率	作成が 必要な施設	作成済 の施設	作成率
仙台市	532	487	91.5%	629	602	95.7%	704	667	94.7%
石巻市	196	30	15.3%	175	38	21.7%	175	43	24.6%
塩竈市			-			-			-
気仙沼市			-			-			-
白石市			-			-	15	6	40.0%
名取市	42	0	0.0%	40	1	2.5%	40	2	5.0%
角田市	39	0	0.0%	39	0	0.0%	35	34	97.1%
多賀城市	60	8	13.3%	60	8	13.3%	66	22	33.3%
岩沼市	93	8	8.6%	93	8	8.6%	98	86	87.8%
登米市			-			-			-
栗原市	70	63	90.0%	70	64	91.4%	76	66	86.8%
東松島市	52	1	1.9%	52	11	21.2%	43	25	58.1%
大崎市			-			-			-
富谷市			-			-			-
蔵王町			-			-			-
七ヶ宿町			-			-			-
大河原町	13	0	0.0%	13	0	0.0%	13	4	30.8%
村田町			-			-			-
柴田町			-			-			-
川崎町			-			-			-
丸森町	12	2	16.7%	12	2	16.7%	9	2	22.2%
亘理町	19	19	100.0%	19	19	100.0%	29	29	100.0%
山元町			-			-			-
松島町	11	0	0.0%	11	0	0.0%	11	0	0.0%
七ヶ浜町			-			-			-
利府町			-			-			-
大和町			-			-			-
大郷町	1	0	0.0%			-	1	1	100.0%
大衡村			-			-			-
色麻町	15	0	0.0%	15	0	0.0%	15	0	0.0%
加美町			-			-			-
涌谷町			-			-			-
美里町			-			-			-
女川町			-			-			-
南三陸町			-			-			-
合計	1155	618	53.5%	1228	753	61.3%	1330	987	74.2%

5 避難確保計画作成促進のために

市町村においては、次のことなどにより、取組の推進が求められる。

- ①迅速かつ円滑な避難が必要な施設について、**地域防災計画に適切に指定する。**
- ②避難確保計画の報告があった場合、**関係部局が連携し、内容確認、助言を行う。**
- ③避難確保計画を作成していない施設管理者に対して、**支援及び指導する。**

各施設においては、次のことに留意し、速やかな避難確保計画の作成が求められる。

- ①避難確保計画作成の必要性に関する理解を深め、**計画作成に着手する。**
- ②計画作成方法や記載すべき計画内容を学び、**計画を完成させる。**
- ③作成した計画をより実効性のあるものにするため、**見直し・改善を図る。**